

国家公務員法の一部を改正する法律案要綱

第一 職員であつた者による役職員等の再就職に係る依頼等の規制

一 職員であつた者は、離職前五年間に在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人又は都道府県警察に属する役職員と意思を通じて、継続的に、営利企業等に対し、役職員をその離職後に、若しくは他の役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを目的として、当該役職員若しくは役職員であつた者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は役職員をその離職後に、若しくは当該役職員であつた者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならないこと。

二 一に違反した者は、十万円以下の過料に処すること。

(第百六条の二の二及び第百十三条第関係)

第二 管理職職員等の特定独立行政法人等及び特定関係法人への再就職の規制

一 管理職職員(退職手当通算予定職員を除く。)及び管理職職員であつた者(退職手当通算予定職員及び退職手当通算離職者を除く。)(以下「管理職職員等」という。)は、政令で定めるところにより、

内閣総理大臣の承認を得なければ、次に掲げる法人（管理職職員として在職し、若しくは在職していた府省その他の政令で定める国の機関（以下一において「国の在職機関」という。）が所管するもの又は国の在職機関が所管する事業を主たる事業として行うものに限る。以下「特定独立行政法人等」という。）の役員等の地位に就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。ただし、管理職職員等がその役員等の地位に就いた法人がその後特定独立行政法人等に該当することとなった場合（当該特定独立行政法人等の役員等の地位に就くことが本文の趣旨に照らし適当でない場合として政令で定める場合を除く。）は、この限りでないこと。

- ① 行政執行法人以外の独立行政法人
- ② 特殊法人等（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）
- ③ 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）
- ④ 公益社団法人又は公益財団法人（国の在職機関と特に密接な関係があるものとして政令で定めるも

のに限る。)

二 一によるもののほか、管理職職員等は、離職後五年間は、政令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を得なければ、管理職職員として在職し、若しくは在職していた府省その他の政令で定める国の機関、行政執行法人若しくは都道府県警察（以下「在職機関」という。）の監督その他の関与を受けて主たる事業を行い、又は在職機関と特定の契約関係にある法人であつて、在職機関と密接な関係があるもの（一の①から④までに掲げる法人を除く。）として、政令で定めるもの（以下「特定関係法人」という。）の役員等の地位に就くことを承諾し、又は就いてはならないこと。この場合においては、一のただし書を準用すること。

三 内閣総理大臣は、一又は二の承認の申請があつたときは、当該申請に係る管理職職員等が当該申請に係る役員等の地位に就くことにより公務の公正性の確保に支障が生ずると認められる場合その他当該申請に係る管理職職員等が当該申請に係る役員等の地位に就くことが一又は二の趣旨に照らし適当でないとして認められる場合を除き、その承認をするものとする。

四 一又は二の内閣総理大臣が承認する権限は、再就職等監視委員会に委任すること。

五 一又は二に違反して特定独立行政法人等又は特定関係法人の役員等の地位に就いた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。

(第百六条の三の二及び第百九条関係)

第三 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、第五は、公布の日から施行すること。

(附則第一条関係)

第四 経過措置

一 第二の一から四までは、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に離職した管理職員であつた者で、この法律の施行の際現に特定独立行政法人等又は特定関係法人の役員等の地位に就いているもの(この法律による改正前の国家公務員法(以下「旧法」という。)第百六条の二十三第一項又は第百六条の二十四第一項若しくは第二項の届出(これらの規定の適用がある場合のものに限る。))をして、当該役員等の地位に就いている場合に限る。)及び管理職職員等のうち施行日前に役員等の地位に就くことを約束した者(旧法第百六条の二十三第一項又は第百六条の二十四第一項の規定の適用がある

場合においては、これらの規定の届出をした者に限る。）で、施行日以後に当該役員等の地位に就くもの（当該約束に係る役員等の地位に就く場合に限る。）については、適用せず、これらの者が役員等の地位に就く場合については、なお従前の例によること。
(附則第二条第一項関係)

二 一のほか、第二の一から四までは、施行日前に離職した管理職職員であった者で離職後五年（第二の二にあつては、二年）を経過したものについては、適用しないこと。
(附則第二条第二項関係)

第五 関係法律の整備等

自衛隊法の改正その他関係法律の整備その他必要な事項については、別に法律で定めること。

(附則第五条関係)

第六 その他所要の規定の整備

その他所要の規定の整備を行うこと。